

2014年2月19日

島根県議会議長
五百川 純寿 殿

『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』制定請求に対する
「知事としての意見」における事実誤認の取り扱いについて
(要 請)

今月12日、知事から付議された『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』制定請求の案件につきましてお世話になっていることに対し感謝申し上げます。

この件に関して2月18日、溝口知事に対して、『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』に対する「知事としての意見」における重大な事実誤認の訂正と全員協議会資料(図表)の差し替えについて(緊急要請)を、秘書課を通して提出致しました(別紙参照)。

この事実誤認は、同条例に付けられた「知事としての意見」の結論に関わるものです。知事意見は、要旨次の論理でした。

- ① 県内総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は約2.6%と小さい。
- ② 今後自立を目指すには、約40倍の膨大な再生可能エネルギーの生産が必要。
- ③ 国の関与等の変動で、困難がある。
- ④ したがって、慎重に対応することが必要である。

私たちが経産省の資料等を基に調べたところでは、知事意見の①の「約2.6%」は「約9.2%」であり、②の「約40倍」は「約5.4倍」です。この差は、知事意見において、現状が小さく算定され、必要再生可能エネルギーの範囲が大きく算定されている結果です。

なお、知事意見のベースとなった2月12日付の全員協議会資料については、同日、本会議後の「知事意見の説明会」において、誤った数値の修正と全員協議会資料の差し替えを要求しましたが、事務局に理由なく拒否されました。評価は区々ありまじょうが、議会審議の基となる事実は正確でなくてはなりません。そこで、知事に緊急要請した次第です。

以上、御賢察の上、議会としての対処方、宜しくお願い致します。

「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」制定請求代表者

北川 泉

高橋 泰子

多賀 礼子

中村 榮二